

町田市立鶴川駅前図書館 指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する図書館について、地方自治法第244条の2第3項及び町田市立図書館条例第6条の規定並びに町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針に基づき、当該施設の図書館業務を効果的に達成することができる指定管理者を以下の規定に従って、募集します。

2 対象となる施設の概要

今回、指定管理者の募集を行う施設の概要は以下のとおりです。

なお、本施設は、町田市鶴川緑の交流館内にありますが、本指定管理業務における施設の維持管理の範囲は、下記施設内容と管理区域（【参考資料1】鶴川駅前公共施設管理運営区分図）のみに及ぶものとします。

ただし、町田市鶴川緑の交流館ホール等・図書館の指定管理者が行う建物の維持管理業務については、連携・協力の義務を負います。

名 称	町田市立鶴川駅前図書館		
所 在 地	町田市能ヶ谷一丁目2番地1号		
開設年月日	2012年10月17日		
規 模	延床面積 1,332.07 m ² (2階図書館部分、1階ブックポスト)		
構 造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 町田市鶴川緑の交流館 地上4階地下2階の2階部分		
施 設 内 容	館内フロア各コーナー（一般書、文学、暮らし、児童、ヤングアダルト、地域資料、雑誌、新聞、洋書）、予約受取コーナー、おはなしのへや、サービスカウンター、書庫、事務室、給湯室、対面朗読室、休憩室、更衣室（男子・女子）、トイレ（男子、女子、みんな）、ブックポスト等 ※詳細は【参考資料2】「鶴川駅前図書館フロア案内図」を参照		
運 営 状 況	2021年度まで直営 蔵書数 106,282 冊(2020年3月末現在)		
年 度	2017年度	2018年度	2019年度
来館者数	343,326人	334,522人	307,459人
貸出点数	541,438点	519,784点	463,064点

3 指定期間

2022年4月1日から2027年3月31日までの5年間

4 応募資格に関する事項

(1) 応募の資格

指定管理者として、図書館法第2条第2項に基づく公立図書館の運営実績を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）とし、個人での応募はできません。

(2) 応募者の制限【欠格事由】

応募する法人等は、次の事項のいずれにも該当しない法人等に限ります。

また、その旨を保証するものとして、「指定管理者の応募申請に関する誓約書」【様式1-5】を提出してください。

ア 応募書類提出時点において、町田市で入札参加停止処分を受けている法人等

イ 法人税、市都民税等が課税される団体にあつて、それらを滞納している法人等

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する法人等

エ 会社更生法、民事再生法による更生・再生手続き中である法人

オ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、町田市において2年以内に指定の取消を受けた法人等

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者が役員又は使用人となっている法人等

(3) 共同事業体による応募

ア 複数の団体が共同事業体を構成して応募する場合、代表団体を定めてください。

イ 単独で応募した団体は、同時に共同事業体による応募の構成員（構成団体）となることはできません。

ウ 共同事業体による応募において、同時に複数の共同事業体の構成員となることはできません。

エ 申請後は代表団体及び構成団体の変更は認めません。

オ 代表団体及び構成団体のいずれか一団体でも上記の欠格事項に該当する場合は応募できません。

5 業務範囲

(1) 図書館資料の収集、整理及び保存

(2) 個人貸出し、団体貸出し及び閲覧

(3) 読書案内、読書相談及び調査研究に対する援助

(4) 読書会、講演会、映画会、おはなし会、資料展示会等の主催及び奨励

(5) 図書館事業の目的を達成するための必要な施設及び設備等の提供

(6) 読書団体との連絡、協力並びに団体活動の促進

- (7) 他の図書館、学校及びその他の教育機関との相互協力
- (8) その他目的達成のための事業
- (9) 図書館の施設及び設備の維持に関すること
- (10) その他教育委員会が指定した業務

※詳細は別添の「町田市立鶴川駅前図書館業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照してください。

6 運営に係る基本的事項

休館日は以下のとおりとし、開館時間は提案事項とします。立地や施設の特性等を考慮し、より効果的な開館時間を提案してください。

(1) 休館日

- ア 第1月曜日、第3月曜日(ただし、国民の祝日に当たるときは、開館とする)
- イ 年末・年始(12月29日から1月4日まで)
- ウ 特別整理日(蔵書点検、システム更改等。教育委員会が指示する年間15日以内)

(2) 現在の開館時間は以下のとおりです。

ア 日曜日、木曜日、土曜日並びに 国民の祝日に当たる月曜日	<u>午前10時から午後5時まで</u> ※予約受取コーナーは午前10時から午後8時まで
イ 火曜日、水曜日、及び金曜日	<u>午前10時から午後8時まで</u> ただし、国民の祝日に当たるときは、 <u>午後5時まで</u> ※予約受取コーナーは午前10時から午後8時まで

※指定管理者の提案により、開館時間を変更することについては、教育委員会が認めるときは、図書館条例の改正手続きをすることも可能です。

ただし、町田市鶴川緑の交流館に合わせて、午前9時から午後10時までの範囲とします。

(3) その他

事業の実施にあたっては、条例、条例施行規則及びその他関係法令、仕様書並びに教育委員会の指導を遵守することとします。

なお、条例等が指定期間前及び指定期間内に改正された場合は、改正された条例等に従って事業を実施してください。

7 選定までのスケジュール

募集開始	2021年4月1日(木)
応募者説明会	2021年4月12日(月)
質疑の受付	2021年4月13日(火)から4月15日(木)まで
質疑の回答	2021年4月23日(金)
応募書類の提出期間	2021年5月6日(木)から5月12日(水)まで (5月10日(月)は除く)
書類選考	2021年5月19日(水)から
選考委員会	2021年6月24日(木)を予定
指定候補者の選定	2021年7月上旬以降

8 応募手続

(1) 応募方法

申請書に必要な書類を添えて、提出期間内に直接持参してください。

ア 提出書類

- (ア) 町田市立図書館指定管理者指定申請書【様式 1-1】 1部
- (イ) 事業者の連絡先【様式 1-2】 1部
- (ウ) 法人等の業務の概要（組織及び運営に関する事項を記載した書類）【様式 1-3】
7部
- (エ) 役員名簿【様式 1-4】 1部
- (オ) 指定管理者の応募申請に関する誓約書【様式 1-5】 1部
- (カ) 共同事業体協定書又はこれに類するもの【様式 1-6】 1部
※共同事業体による応募の場合は（ア）（カ）（ス）（セ）（ソ）を除く書類を、
全ての構成団体ごとに提出してください。
- (キ) 運営実績（現に行っている業務の概要を記載した書類） 7部
- (ク) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書に相当する書類 1部
- (ケ) 財産目録及び決算書（直近3年分） 7部
- (コ) 指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書
及び収支予算書 7部
- (サ) 貸借対照表及び損益計算書、その他類する書類（直近3年分） 7部
- (シ) 納税証明書（法人税及び消費税、本市に事業所等がある場合法人市民税及び固定資産税、地方消費税）（直近1年分） 1部
- (ス) 指定予定期間に属する各年度の町田市立鶴川駅前図書館の管理に係る事業計画書
及び収支予算書【様式 2-1～2-16】 7部
- (セ) 公の施設の指定管理者管理運営状況評価結果（評価表）【様式 3】 7部

(ソ) 指定管理者候補者選考委員会プレゼンテーション資料【4 募集要項別紙】 7部

- ※ 提出書類様式は町田市ホームページからダウンロードしてください。
- ※ 提出部数7部となっている書類のうち5部を町田市指定管理者候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）に提出します。
- ※ 様式の内容が分かるようにインデックスを付けて綴じてください。
＜インデックス記載例＞
様式「2-2 類似施設の管理実績」の場合、「2-2 類似施設」などと簡略化して記載。
- ※ 提出書類は、可能な限り両面印刷としてください。
- ※ 枚数指定がある様式は、その枚数の範囲内で作成してください。「1枚」とはA4片面1枚を指し、両面に記入を行う場合は2枚とします。法人規定などの添付を求めている場合、その添付資料については指定枚数に含めません。
- ※ (ソ) 指定管理者候補者選考委員会プレゼンテーション資料については、【4 募集要項別紙】を参照の上、作成してください。また他の書類とは別に綴じて提出してください。
- ※ 市は、提出書類に関する情報公開請求があった場合には、町田市情報公開条例に基づき、原則として公開します。
- ※ 原則として、応募書類には利用者氏名や個人が特定される顔写真等の個人情報に該当するものは掲載しないように注意してください。例外的に掲載される場合には、応募書類への掲載について本人の承諾を得ている旨の文書を提出してください。

イ 提出期間

2021年5月6日（木）から5月12日（水）まで（5月10日（月）は除く）
受付：9時から17時まで（12時から13時までは除く）

ウ 提出場所

町田市原町田三丁目2番9号 町田市立中央図書館 6階事務室
町田市教育委員会 生涯学習部 中央図書館総務係

(2) 応募者説明会

募集に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定している団体はできる限り参加をお願いします。

- ア 日 時 2021年4月12日（月）14時から
- イ 場 所 町田市立鶴川駅前図書館
- ウ 内 容 募集要項及び仕様書並びに鶴川駅前図書館利用状況等の説明

- エ 申込方法 【説明会参加申込書（様式1）】に必要事項を記入し、4月8日（木）17時までに下記アドレス宛に電子メールで送付してください。
- オ 申込先 町田市教育委員会 生涯学習部 中央図書館総務係
メールアドレス mcity4930@city.machida.tokyo.jp
メールの件名は、「【鶴川駅前図書館】説明会について（団体名）」としてください。
- カ その他 説明会への出席は各法人等2名以内とします。また、当日は募集要項及び仕様書をご持参ください。なお、選考の公平性を期すため、現地では質問を受け付けません。質問がある場合は、質問票で提出してください。

(3) 質疑及び回答

募集要項等の内容に関する質問は、質問票にて受け付けます。なお、質問は説明会に出席した法人等に限りま

ア 受付期間

2021年4月13日（火）から4月15日（木）17時まで

イ 質疑の方法

質疑の要旨を【質問票（様式2）】に簡潔に記入し、期間内にメールで送付してください。メールの件名は「【鶴川駅前図書館】質疑について（団体名）」としてください。

送付先：町田市教育委員会 生涯学習部 中央図書館総務係

メールアドレス mcity4930@city.machida.tokyo.jp

※電話や来訪等、口頭による質問は受け付けません。

ウ 質疑の回答

2021年4月23日（金）に町田市ホームページに記載します。質疑回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、町田市ホームページで周知します。

(4) 指定管理料

指定管理業務に要する経費に対し、市は指定管理料を支払います。指定管理料の提案金額の上限は、年間9,000万円とします。

なお、指定管理料は、市の予算査定の結果を経て、年度協定書において確定するものであり、提案金額を保証するものではありません。

(5) 関係法令の遵守

応募書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。

- (6) 追加書類の提出
教育委員会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- (7) 応募者が運営する施設の実地調査
教育委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する施設の実地調査を行います。
- (8) 著作権の帰属等
応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、教育委員会は指定管理者の候補となる者（以下「指定候補者」という。）の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。
なお、応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。
- (9) 費用の負担
応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (10) 資料の取り扱い
教育委員会が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。
- (11) 応募の辞退
応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- (12) 留意事項
ア 応募者が、学識経験者で構成する選考委員会の委員と接触することを禁じます。
イ 提出書類に虚偽又は不正があったと認めるときは、選定対象から除外します。
ウ 提出書類受付時間内に所定の書類が整わなかった場合、選定対象から除外します。
エ その他不正な行為があったと認めるときは、選定対象から除外します。

9 指定管理者の選定等

- (1) 指定管理者の選定方法
ア 指定候補者の選定に当たっては、応募団体が4団体以上の場合は生涯学習部で書類選考による第一次審査を行い3団体に絞ります。
イ 選考委員会及び生涯学習部において、応募団体からの提案内容を評価します。なお、選考委員会では、応募団体からのプレゼンテーション及びヒアリングを行います。
※選考委員会の日時、場所等については、当該応募者に対してメールで通知します。

ウ 選定基準

下表の「評価項目及び評価の視点」に基づき、各評価項目について1点から5点までの5段階評価による評価点を算定します。次に、評価項目の重要度に応じて設定する係数を各評価点に乗じます。なお、生涯学習部は施設所管部の評価項目1～2を評価し、選考委員会はそれ以外の項目を評価します。

○評価項目及び評価の視点

評価者	区分	No	評価項目	評価の視点
施設所管部	施設運営・管理	1	類似施設の管理実績	<ul style="list-style-type: none"> ・公立図書館の管理実績は十分か ・施設を運営・管理する能力は十分か
	財務・収支状況	2	提案金額	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対して提案金額は妥当か ・予定金額の範囲内であるか
町田市指定管理者候補者選考委員会	サービスの質	1	利用者サービス向上策	<ul style="list-style-type: none"> ・取組は、「町田の図書館」に記載してある、町田市立図書館のサービス理念と目標や「町田市立図書館のあり方見直し方針」にあるめざす姿、業務仕様書に記載してある管理運営の基本方針を踏まえたものか。 ・利用者満足度の向上や来館者増加に向けた効果的な取組か ・開館日、開館時間の提案は効果的か
		2	自主事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の魅力を高める提案か
		3	利用者アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度調査の方法は適切か ・利用者満足度調査結果の反映に向けた取組や体制がとられているか ・利用者満足度調査の目標は適切に設定されているか (【様式3】の評価表に記載)

町田市指定管理者候補者選考委員会	施設運営・管理	4	平等利用の確保	・利用者が施設を平等に利用できる環境が整備されるか	
		5	施設の運営方針・管理方針	・「町田の図書館」に記載してある、町田市立図書館のサービス理念と目標や「町田市立図書館のあり方見直し方針」にあるめざす姿、業務仕様書に記載してある管理運営の基本方針を踏まえた、適切な運営・管理方針を持っているか。 ・指定管理者としての責任を自覚し、複合施設内の各部署と適切に情報共有できる体制にあるか。	
		6	情報公開・個人情報保護対策	・情報公開の取組や体制は適切か ・個人情報保護の取組や体制は適切か ・公的に認証されている資格を取得しているか	
		7	要望対応	・要望の受付・対応の取組や体制は適切か ・要望を施設の管理・運営に反映させる取組や体制は適切か	
		8	危機管理	・防災・防犯対策及び安全管理等の取組や体制は適切か ・災害や事故発生時の対応の体制は適切か	
		9	人的安定性	・職員の配置計画は適切か ・図書館の運営・管理に必要となる能力や資格を有する人員が適切に配置されるか ・職員の指導育成や研修体制は適切か	
		10	管理経費の縮減	・図書館の運営・管理における経費縮減の取組は効果的か ・利用者へのサービス水準を維持できる範囲のものか	
		11	地域貢献(地域団体等との連携)	・市民の雇用や市内事業者への発注は十分か ・地域住民や団体との協働の取組は十分か	
		12	運営能力	・町田市立図書館を形成する地域館として、他の図書館と連携し、鶴川駅前図書館の特徴を継続しながら、図書館サービスを提供できるか。 ・施設の運営に支障が出ないような引継ぎの考え方が示されているか。	
		財務・収支状況	13	収支の健全性	・指定管理業務の収支計画は健全か
			14	財務の安全性	・団体の財務状況は健全か

エ 最低選定基準

応募団体の得点が以下のような低い得点であった場合は、指定候補者として選定しないこととします。

- ・選考委員会の委員の平均得点と、生涯学習部の得点を合計した点（以下「基準得点」という。）が、配点の60%に満たなかった場合
- ・過半数の選考委員の採点または生涯学習部での採点において、最低評価「1」の評価項目があった場合

オ 選考委員会及び生涯学習部の採点による基準得点が、最も高かった応募者を指定候補者に選定します。

(2) 選定結果

指定候補者の選定は、7月上旬以降の予定です。結果については、応募者全員に文書で通知します。

(3) 市議会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町田市議会に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を経るまでの間に指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定候補者に選定しないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、指定候補者が申請に要した費用等については、一切補償しません。

(4) 協定書の締結

市議会での指定の議決後に、業務等の詳細について協定書を締結します。

(5) 管理運営状況評価

毎年度、評価の指標及び評価基準に基づき、評価を実施します。なお、項目等については、指定期間中において、指定管理者と教育委員会で協議のうえ、見直し等を行うことがあります。

（別紙提出書類一覧【様式3 公の施設の指定管理者管理運営状況評価結果（評価表）】参照）

10 基本的事項の遵守

指定候補者が、本要項に定める基本的な事項に反した場合は、指定管理者に指定しないことがあります。

11 問い合わせ先

町田市教育委員会 生涯学習部 中央図書館総務係

〒194-0013 町田市原町田三丁目 2 番 9 号

電話：042-728-8220

メールアドレス：mcity4930@city.machida.tokyo.jp